



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月23日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 借入等をする物品等及び数量
電子複写機53台（附属機器及び消耗品を含む。）
 - (2) 物品等の特質
入札説明書のとおり
 - (3) 借入等の期間
平成18年5月1日から平成19年3月31日まで
 - (4) 納入場所
長野県庁（詳細は、入札説明書によります。）
 - (5) 入札方法
機器の賃借料を含む使用料等の単価について行います（詳細は、入札説明書によります。）。
- なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もる金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」及び「その他」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入をする物品等に関し、アフターサービス、メンテナンス（保守・管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含む。）
ア 日時 平成18年4月5日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

- ア 日時 平成18年4月6日 午後2時
イ 場所 長野県庁 本館入札室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望するものは、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年3月24日（金）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で議決され、当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be leased:
Electronic copying machine, 53 units.(including ancillary equipments and consumable supplies)
- (2) Lease period
May 1, 2006 to March 31, 2007
- (3) Place where product will be used:
Nagano Prefectural Office (details as mentioned in tender description)
- (4) Contact place for information regarding the tender such as description, conditions and/or other inquiries:
Property Administration Division, General Affairs Department,
Nagano Prefectural Government
692-2 Aza-Habashita Oaza-Minaminagano, Nagano City
Tel: 026-235-7079
- (5) Deadline for the tender and delivery place for the tender (including by mail):
Time & Date: 5:00 p.m. April 5, 2006
Place: Property Administration Division, General Affairs Department,

Nagano Prefectural Government
692-2 Aza-Habashita Oaza-Minaminagano,
Nagano City
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano
Prefectural Office)

(6) Time, date and place for the tender:

Time & Date: 2:00 p.m. April 6, 2006

Place: Bidding Room, Nagano Prefectural Office
Main Building

管財課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年2月23日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年2月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野ウェルネス大学
- 3 代表者の氏名
寺沢宏次
- 4 主たる事務所の所在地
長野県長野市稲里町田牧206番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、幼児から中高年者に対して、スポーツ・スタディー・コミュニケーションを交えた運動療法と栄養処方に関する健康づくり事業を行い、人が健康で潤いが持て、生き甲斐を実感できる社会に寄与していくことを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年2月23日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年2月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人信州未来広場
- 3 代表者の氏名
北村昭寿
- 4 主たる事務所の所在地
東御市滋野乙2947番地3
- 5 定款に記載された目的

この法人は、青少年から高齢者までの世代に対して、伝承遊びの継承に関する事業を行い、子どもの健全育成及び親子三世帯が共存できるまちづくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年2月23日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベシア電器佐久インター店
佐久市岩村田北1-13-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
㈱カインズ
群馬県高崎市高関町380
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
(変更前) ㈱プラグシティ
(変更後) ㈱ベシア電器
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
(変更前) 群馬県伊勢崎市下道寺町510
(変更後) 群馬県前橋市亀里町900
- 4 変更した年月日
上記3の(1) 平成17年7月25日
上記3の(2) 平成18年1月13日
- 5 届出年月日
平成18年1月26日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成18年2月23日から平成18年6月23日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年2月23日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
HIRASEI 遊 TSUTAYA 飯山店
飯山市大字静間2067 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)ベイシア電器
群馬県前橋市亀里町900
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称
(変更前) (株)プラグシティ
(変更後) (株)ベイシア電器
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 群馬県伊勢崎市下道寺町510
(変更後) 群馬県前橋市亀里町900
- 4 変更した年月日
上記3の(1) 平成17年7月25日
上記3の(2) 平成18年1月13日
- 5 届出年月日
平成18年1月26日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成18年2月23日から平成18年6月23日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年2月23日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム佐久平店
佐久市佐久平駅南25-3 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)カインズ
群馬県高崎市高関町380
- 3 変更しようとする事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前7時30分から午後8時まで	午前7時30分から午後7時まで

- 4 変更年月日
平成18年2月1日
- 5 届出年月日
平成18年1月31日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課及び長野県佐久地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成18年2月23日から平成18年6月23日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年2月23日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
小諸ショッピングセンター
小諸市与良町3-1-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
ゴールドシティ(株)
小諸市南町2-6-10
- 3 廃止前の店舗面積の合計
7,683平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 廃止した日
平成16年12月27日

産業政策課

公告

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成18年2月23日

長野県知事 田中康夫

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
南佐久南部漁業協同組合	南佐久郡小海町大字小海3981-1	内共第1号

2 変更の内容

南相木川において遊漁してはならない区域を南相木ダム上流の取水堰堤から南相木ダム下流520メートルの貯砂ダムまでの区域及びその区域に流れ込む支流とし、これらの区域で遊漁してはならない期間を周年とする。

3 変更後の遊漁規則の施行日

平成18年2月13日

園芸特産課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月23日

長野県立駒ヶ根病院長 樋掛忠彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立駒ヶ根病院給食業務委託

(2) 役務の特質

長野県立駒ヶ根病院の給食業務

(3) 履行期間

平成18年5月1日から平成19年3月31日まで

(4) 履行場所

駒ヶ根市下平2901

長野県立駒ヶ根病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当することとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35

号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に病院の院内で給食調理に係る業務委託契約を誠実に履行した実績を有する者

(5) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の10各号に掲げる基準に適合している者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

駒ヶ根市下平2901

長野県立駒ヶ根病院 事務局

電話 0265(83)3181 内線 123

4 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年3月23日 午前10時30分

ただし、本契約に係る予算の議決が3月23日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日)の午前10時30分とします。

イ 場所 長野県立駒ヶ根病院 大会議室

(2) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年3月7日(火)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成18年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月23日

長野県立駒ヶ根病院長 樋掛 忠彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立駒ヶ根病院ボイラー運転業務等委託

(2) 役務の特質

長野県立駒ヶ根病院のボイラー運転業務及び保守管理業務

(3) 履行期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(4) 履行場所

駒ヶ根市下平2901

長野県立駒ヶ根病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当することとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に炉筒煙管式ボイラー及び貫流ボイラーに係る運転業務及び保守管理業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

駒ヶ根市下平2901

長野県立駒ヶ根病院 事務局

電話 0265(83)3181 内線 123

4 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 平成18年3月23日 午前11時

ただし、本契約に係る予算の議決が3月23日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日)の午前11時とします。

イ 場所 長野県立駒ヶ根病院 大会議室

(2) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年3月7日(火)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日ま

での間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成18年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月23日

長野県立駒ヶ根病院長 樋掛 忠彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立駒ヶ根病院一般廃棄物処理業務委託

(2) 役務の特質

長野県立駒ヶ根病院の一般廃棄物の収集、運搬及び処分業務

(3) 履行期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(4) 履行場所

駒ヶ根市下平2901

長野県立駒ヶ根病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当することとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」とい

県立病院課

う。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 一般廃棄物の収集及び運搬に関し廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の規定による駒ヶ根市長の許可を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

駒ヶ根市下平2901
長野県立駒ヶ根病院 事務局
電話 0265 (83) 3181 内線 123

4 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年3月23日 午前11時30分
ただし、本契約に係る予算の議決が3月23日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日)の午前11時30分とします。

イ 場所 長野県立駒ヶ根病院 大会議室

(2) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年3月7日(火)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成18年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月23日

長野県立駒ヶ根病院長 樋掛 忠彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立駒ヶ根病院産業廃棄物処理業務委託

(2) 役務の特質

長野県立駒ヶ根病院の産業廃棄物の収集、運搬及び処分業務

(3) 履行期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(4) 履行場所

駒ヶ根市下平2901
長野県立駒ヶ根病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当することとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項及び第14条の4第1項の規定による長野県知事の許可を受けた者であること。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項及び第14条の4第6項の規定による長野県知事の許可を受けた者で、長野県内で中間処理を行うことができるもの又は長野県内で中間処理を行うことができる者に病院の産業廃棄物の処分業務を受託させることを誓約するものであること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

駒ヶ根市下平2901
長野県立駒ヶ根病院 事務局
電話 0265 (83) 3181 内線 123

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年3月23日 午後1時30分

ただし、本契約に係る予算の議決が3月23日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日（その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日）の午後1時30分とします。

イ 場所 長野県立駒ヶ根病院 大会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年3月7日（火）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成18年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月23日

長野県立駒ヶ根病院長 樋掛 忠彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県立駒ヶ根病院リネン管理業務委託
- (2) 役務の特質
長野県立駒ヶ根病院のリネン管理業務
- (3) 履行期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 履行場所
駒ヶ根市下平2901
長野県立駒ヶ根病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当することとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に病院のリネン管理業務委託契約又は院内洗濯業務委託契約を誠実に履行した実績を有する者

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

駒ヶ根市下平2901

長野県立駒ヶ根病院 事務局

電話 0265 (83) 3181 内線 123

4 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年3月23日 午後2時

ただし、本契約に係る予算の議決が3月23日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日（その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日）の午後2時とします。

イ 場所 長野県立駒ヶ根病院 大会議室

(2) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年3月7日（火）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成18年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号のイの規定により放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習を次のとおり行います。

平成18年2月23日

長野県公安委員会

1 講習の日時及び場所

区 分	期 日	時 間	場 所
駐車監視員 資格者講習	平成18年4月 8日（土） 及び4月9日 （日）	午前8時30分 から 午後5時まで	長野市川中島町原 704の2
〃 （修了考査）	平成18年4月 15日（土）	午前8時30分 から 午前11時30分 まで	東北信運転免許セ ンター

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、平成17年9月28日から平成18年2月15日までの間に128機関について監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成18年2月23日

長野県監査委員 丸山勝司
同 樽川通子
同 東方久男
同 高橋宏

平成17年度定期監査の結果に関する報告（第2回）

1 監査の実施方針

監査は、平成17年度監査基本計画に基づき、県の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令、規則に則って適正に処理されているか、また、事務の執行が効率的、合理的に行われているのか、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく監査を実施しました。

2 監査の対象年度

監査は、平成16年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 監査の対象機関及び実施期間

監査は、平成17年9月28日から平成18年2月15日までの間に、監査対象機関372機関（普通会計359機関、企業特別会計13機関）のうち128機関（いずれも普通会計）について実施しました。なお、それ以外の244機関（普通会計231機関、企業特別会計13機関）については、

2 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受けようとする者は、駐車監視員資格者講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（申込み前6月以内に撮影した無帽、無背景、正面、上三分身、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真）をはって、長野県警察本部交通部交通指導課（長野県庁10階）に持参してください。

(2) 受付期間

平成18年3月1日（水）から4月6日（木）まで（受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで）とします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 手数料

講習手数料（1万9,000円）は、講習初日に長野県収入証紙により納付してください。

3 その他

- (1) 改正後の道路交通法第51条の13第1項第2号のイ、ロ又はハに該当する場合は、駐車監視員資格者講習を受講して修了考査に合格し、駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。
- (2) 講習についての問い合わせ及び申込書の請求は、長野県警察本部交通部交通指導課（電話 026-233-0110 内線 5124）にしてください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

交通指導課

平成17年5月17日から9月20日までの間に実施しており、その結果については「平成17年度定期監査の結果に関する報告(第1回)」として取りまとめ、県議会、知事等に報告しました。

4 監査の実施状況

(1) 実施機関(普通会計128機関)のうち、28機関については実地監査を、100機関については書面監査を実施しました。なお、本庁の77機関(普通会計74機関、企業特別会計3機関)に対する監査は、平成17年5月17日から9月20日までの間に終了しているため、今回の実施機関はすべて現地機関となっています。

区 分	実施機関数	うち実地監査	うち書面監査
本 庁	0	0	0
現 地 機 関	128	28	100
計	128	28	100

(2) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取る等の方法により実施しました。

(3) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認する等の方法により実施しました。

5 監査委員の意見

監査の結果に関する報告に添えて提出する主な意見は次のとおりです。

(1) 現地機関に共通する意見

- ・リスク管理の徹底を必要とする事件が発生しました。監査委員は平成17年8月30日付けの文書をもって各機関に「リスク管理の徹底」を求めました。

土木部、建設事務所においては、これを受けて具体的な対応を取っていることが確認されました。一方、地方事務所その他の現地機関においては、いまだに具体的な対応が取られていないところが多く見られます。早急に具体的な対応を求めます。

(2) 地方事務所

- ・地方事務所ごとに、その地域の特性・特徴を生かした事業が自主的に提案、実行されている事例が多く見られました。このことは、地域の活性化に貢献するものと思います。地方事務所長が部長会議に参加して意見の具申ができるなど、改革の進行を評価します。県当局は地方事務所長の権限をさらに強化する方針とのことですが、今後ますます地域に根ざした事業が多く実施されていくことを期待します。

(3) 県立病院

- ・須坂病院は平成16年度に黒字転換を果たすことができました。しかし、平成17年度に入って、経営状況が悪化しています。マネジメント体制の強化を検討してください。

(4) 建設事務所、砂防事務所

- ・工事において、着手後に設計変更を行い、契約額が増加している事例が多数認められます。当初の計画・調査が不十分のまま工事を発注し、安易に設計変更を行うことのないよう、発注の際に十分に審査を行ってください。
- ・姫川砂防事務所において、下請業者が設計と異なる工事を行い、この事実がしゅん工検査後に発覚したため、事故繰越となった事例がありました。不測の事態であり、事故繰越とすることがやむを得ない事例であると考えられますが、他の現地機関を含め、工事の監督体制の強化等により再発の防止に努めることを求めます。

(5) 高等学校

- ・平成16年度において授業料の減免を受けた生徒数は3,860人であり、全生徒数に対する割合は7.0%となっており、10年前の1,542人、2.1%と比較すると大幅な増加傾向が見られます。減免制度の必要性は理解できますが、例えば、教育面での効果も考慮して、生徒の実情に応じて奨学金を積極的に活用したり、保護者に対して授業料の分割納付や教育に係る貸付制度について説明を行い、十分な理解を求めることなどを通じて、安易に減免の対象者を増加させることのないよう対策を講ずることを求めます。

6 監査の結果

監査の結果、指摘事項、指導事項又は検討事項としたものは次のとおりです。なお、各監査実施機関の監査年月日及び監査の結果は別表のとおりです。

(1) 普通会計

(単位：件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
収 入 事 務	0(1)	2(15)	0(1)	2(17)
契 約 事 務	0(0)	5(17)	0(2)	5(19)
支 出 事 務	0(1)	7(15)	1(1)	8(17)
補 助 金 事 務	0(0)	1(2)	0(0)	1(2)
財 産 管 理 事 務	0(0)	3(9)	0(0)	3(9)
計	0(2)	18(58)	1(4)	19(64)

(注) () 内は平成17年度の総数です。

ア 指摘事項

監査の結果、財務に関する事務の執行等が適切でないものとして指摘した事項はありませんでした。

イ 指導事項

監査の結果、指摘には至らないものの、財務に関する事務の執行等について留意又は改善を要するものとして指導した事項は次のとおりです。なお、指導事項については、監査実施機関に対し、文書により指導し、改善を促しました。

(7) 収入事務関係(2件)

- ・授業料の徴収において、納期限を20日以上経過していたにもかかわらず、督促が行われていなかった。
- ・生産品売払収入の一部について、県の収入として調定されないまま事務長名義の口座に滞留していたものがあつた。

(4) 契約事務関係(5件)

- ・委託契約の業者等の選定において、所の建設工事請負人等選定委員会の審議が行われていなかった。
- ・工事請負費による随意契約において、特段の理由もなく、長野県建設工事等入札制度合理化対策要綱に基づいた業者選定が行われていなかった。(同種の指導事項が3件ありました。)
- ・工事請負契約の変更に際し、変更設計額に落札率を乗ずる方法に代えて、請負業者から見積書を徴し、これに基づき変更契約額を決定していた。

(7) 支出事務関係(7件)

- ・旅費の支給に誤りのあるものがあつた。(同種の指導事項が2件ありました。)
- ・取得価格が備品として管理すべき額に達しない物品の購入について、備品購入費として執行していたものがあつた。
- ・工事請負費の執行において、増額となる変更契約を締結するに当たって支出負担行為の事前審査が行われていないものがあつた。
- ・授業料の減免による還付額に誤りのあるものがあつた。
- ・資金前渡において、精算の報告が行われていないものがあつた。
- ・委託料の支出に係る証拠書について、所在が一時不明となっていたものがあつた。

(1) 補助金事務関係(1件)

- ・平成14年度及び平成15年度における在宅福祉事業費補助金について、実績報告書の審査等が不十分であったために過大な交付を行い、平成16年度以降に過大交付分を返還させていたものがあつた。

(4) 財産管理事務関係(3件)

- ・行政財産使用許可簿について、平成11年度以降の許可の状況が記録されていなかった。
- ・備品として帳票に記録されている機械器具類のうち、存在が確認できないものがあつた。
- ・備品として管理すべき物品について、備品原簿等の帳票に記録されていないものがあつた。

ウ 検討事項

監査の結果、財務に関する事務の執行等に係る制度又は運用について改善を検討する必要があると認められた事項は次のとおりです。なお、当該事項は技術専門校の執行に係る事項ですが、雇用・人財育成課からの連絡に基づくものであつたため、同課に対して文書により検討を指示し、措置状況の回答を求めました。

(7) 支出事務関係(1件)

- ・非常勤講師の報酬及び旅費の支払において、技術専門校に対して、報酬の一部として支出すべきものを支出科目を誤って旅費として支払うよう電子メールで連絡していたものがあつたので、見直しを検討すること。(雇用・人財育成課)

(2) 企業特別会計

平成17年5月17日から9月20日までの間に、すべての監査対象機関(13機関)について監査を行っており、今回の実施期間内に監査を行った機関はありませんでした。